

高知市公文書等の管理に関する条例(案)

※ 第1条 案①前文なし

該当箇所	変更前 (R4.5.17 第1回会議資料)	第3回会議案	案①
第1条	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、戦災により本市の貴重な公文書等が焼失した経緯を踏まえ、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等を後世に継承することの重要性及び自由民権運動発祥の地である本市において、これらの公文書等が、市民の知る権利を保障し、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって職員の資料尊重の意識を醸成し、市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>自由民権運動発祥の地である本市における民主主義の更なる発展に資するため</u>、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>